

平成 26 年

## 第 6 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 26 年 10 月 15 日

閉 会 平成 26 年 10 月 15 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 議会行事報告

# 平成26年第6回大津町議会臨時会会議録

平成26年第6回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年10月15日(水曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 上 田 ゆ かり	
	副 町 長 徳 永 保 則	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	環 境 保 全 課 長	
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 部 総 合 政 策 課 主 幹 兼 財 政 係 長 羽 熊 幸 治	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	総 務 部 総 務 課 行 政 係 長 白 石 浩 範	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	併 任 工 業 用 水 道 課 長	教 育 部 長 松 永 高 春
	総 務 部 次 長 杉 水 辰 則	兼 総 合 政 策 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

# 会 議 に 付 し た 事 件

議案第62号	平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
--------	----------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日 (水) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 2 分 開会  
開議

○議 長 (大塚龍一郎君) ただいまから、平成 2 6 年第 6 回大津町臨時議会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、8 番府内隆博君、9 番吉永弘則君を指名いたします。

**日程第 2 会期の決定**

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

**日程第 3 諸般の報告**

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

**日程第 4 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について**

## 上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議案第62号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第62号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第62号、「平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）について」ですが、今回の補正は錦野土地改良区小水力発電事業の概略設計に係るもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億741万7千円としたものでございます。

議案第62号は、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） おはようございます。議案第62号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の12ページをお願いいたします。今回の補正は農業用水路など地域資源を活用し、水力エネルギーを電気エネルギーとして有効に活用することにより、土地改良施設の電力費等の維持管理費の軽減を図り、ひいては地域一体となった農業水利施設の維持保全を目的とする小水力等農村地域資源利活用促進事業を活用しまして、小水力発電施設を整備するための資料や概略の事業資産経済性の確認などを行う費用を計上いたしております。具体的には錦野土地改良区の畑井手用水を利用した小水力発電施設を整備するための概略設計等を行うものです。事業主体の錦野土地改良区での取り組みを予定しておりましたが、土地改良区の体制等が整わず、県からの指導もありまして概略設計は町で行うことにしたものです。また、九州電力が再生可能エネルギー発電設備に対する新規接続申し込みの回答を保留すると発表いたしましたけれども、小水力発電は安定した財源であり、何よりも地元の資源を活用し、地元還元するものであり、国が進めています地方創生にそった農業振興

地域活性化に大きく寄与するものと、九電を始め、国や県に強くその実現を要望しているところがございます。

それでは、歳出から説明をいたします。款2、項1、目15新エネルギー等推進費、節12役務費30万円は九州電力への接続を検討する際の手数料です。節13委託料500万円は小水力発電事業概略設計を業務委託する費用で、概略の事業試算、事業図面の作成、今後20年間の収支見込みや経済性の確認などを行いたいと考えています。

11ページをお願いいたします。歳入になります。款14、項2、目7農林水産業費国庫補助金、節1農地費補助金530万円は、小水力等農村地域資源利活用促進事業補助として事業費の全額を受け入れるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回、小水力発電事業の概略設計は町が行うことになるということでしたけれども、この水力発電の方式、先ほどの全員協議会あたりで出された資料の中では2つの方式が示されておりました。ここで質疑したいことはですね、全員協議会で出されました資料のとおりクロスフロー式に選定されたということで、ここに選定された理由というのが、この説明の中では比較としては分からないと。ただ単に最初のそういった機材とかいろんなものがフランシス水車よりもクロスフローのほうが安く上がりますよとか。利点、欠点ここで何点かは書いてあります。しかしながら、今後この事業を進めるにあたってはそういった詳細説明あたりもですね、もう少しどういった設計を作りたいというものがなければ、判断基準には乏しいかなと思われまますので、そういったところの説明責任とするならばどの点まで説明を行おうと思っておられますか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 環境保全課長本郷邦之君。

○環境保全課長（本郷邦之君） 水車の方式はですね、全協の資料の中にもございますように、クロスフロー式の水車、それからフランシス水車、大体概ね2通りがございます。この中で初期投資の費用がですね、フランシス水車の場合が約5千万円程度初期投資が多くかかりますもんで、能力的にはですね、フランシス水車のほうが効率はある程度はいいんですけども、その初期投資とそれから将来的な発電量をですね、総合的に勘案した結果、クロスフロー水車のほうがですね、有効であるということで今回水車はクロスフロー方式に選定をいたしましたところでございます。

一応今回の発電については固定価格買取制度の中で20年間の期限の中で買い取りがなされますので、その20年の中ですら、比較をいたしました時に初期投資の少ないクロスフローのほうがですね、有効だということ。

30年の計算はちょっとそこまではしておりませんので、今回概略設計の中でもですね、その辺の採算性の部分になりますので、しっかりと中身のですね、確認をしていきたいということで考えてお

ります。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。今、答弁お聞きしまして思えるところは、20年経ったらこの事業やめるのかなということに今度はなってくると思います。やっぱりですね、この2つの方式出されましたけども、ほかの方式あるかも、私は分かりませんが、2つの大まかな方式が出てきて、これが果たして対応年数あたりが20年ではほぼ使えなくなるのか。それとも、30年、40年使うんだよというものになるならば、やはり30年後、40年後、そのメンテナンス費用の拡大、いろんなものをですね、計算して出すべきではないかなと思うんです。ですから、その時にですね、最初安かったけれども、あとは結局高くなるじゃないかな。やっぱり耐用年数の問題。20年後っていうのはどうでしょう。今、太陽光発電あたりが20年あたりを見込んだいろんな試算が出されておりますけれども、この水力発電における耐用年数あたりのことをですね、ちょっと説明願いたいなど。何年ぐらい、このクロスフロー方式ならばもつ予定なのか、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 環境保全課長本郷邦之君。

○環境保全課長（本郷邦之君） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。一応この全協の中でお示しいたしました資料につきましては、平成25年度に実施いたしました事業可能性調査の中の概略のまた概略的なものでございます。当然、今回の補正予算に計上いたしております概略設計事業の中でですね、詳細には詰めてまいりたいと考えておりますが、一応、機械設備になりますので大体一般的には機械については17年とかですね、そういった数値があるかと思っております。ただ、これにつきましても、当然メンテナンスをしっかりとしていけば長く使えるものでございますので、そのメンテナンスの時期をどの時期にするとかですね、そういった面も含めまして、主な事業計画を詳細にまた作成していきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。今までですね、この議会においても私だけではなくて、いろんな議員の方々から減価償却の概念が必要ではないかなということが多々言われてきました。要するに必ず機械というものを使う限りには老朽化して使えなくなる部分がありますので、償却期間というものを設けて考える。そのあとの部分は儲けの部分に入ってくる。使えば使うほどですね。そういったものが大切になってくるかなと思いますので、やはりそういった概念をもとに、例えば片方の方式ならば20年ならば得なんですよと。しかし、30年経つならばもう片方のほうが得になってしまうというような分岐点があるはずなんです。そういったものを説明として示さなければ、中々、議会としても私個人議員としても判断がしかねると思いますので、そういったところの資料を今後提出、今後でいいです。提出するという形で了解していいのか解釈していいのか質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 永田議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど担当課長が申しましたとおり、資料としてお示しした部分は前回の事業実施可能性があるか



どうかという調査でございましたので、今回500万円の委託費を計上いたしておりますので、その中で十分どういう水車がいいのかとかですね、ここに書いてありますとおり、こういう形で本当にできるのかというのを詳細に確認をしたいと思います。特に、永田議員おっしゃるとおり減価償却の観点から行政はないんじゃないかという指摘をずっと受けておりました。今回は複式簿記を取り入れてきちんとそこでの減価償却も取り入れてやりなさいということでございますので、そういう中で概略設計の中でどのような形で減価償却を行う、また更新をどのような形で行うというのがはっきりしましたら、また議会のほうにもご報告させていただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第62号 平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。平成26年第6回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年10月15日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 府内 隆博

大津町議会議員 吉永 弘則